

群馬司法書士新聞

発行所 群馬司法書士会
発行人 岡住貞宏 編集人 島田貞夫

2011年11月10日発行・No.7

震災対策特別号

原発賠償請求特集
賠償相談会ルポ
福島民友ニュース

紙上相談会・その6

東京電力への損害賠償請求特集 請求書はどのように書けばよいのか？ (2)

「請求事項の漏れがないか」「請求金額に誤りがないか」。平成23年10月22日(土)、福島県内で群馬司法書士会主催の原子力損害賠償請求相談会を行った。補償請求書を記載する方を対象にした相談会を開催したが、補償請求書を前に、戸惑い、苦悩する被害者の姿が印象的であった。今月号も先月号に引き続き請求書の書き方を特集する。特に今月号では、具体的に書類を書くということに焦点をあてる。東京電力から送られてきた請求書の作成方法、留意すべき点を前号で取り上げたケース3相談者高橋さんの例をもとに説明していきたい。(前号同様、高橋さんは本紙上用に創作したもので、実在の方と関係ありません。)

相談者高橋さんの概略

年齢72歳。職業 農業(耕作面積田7反、畑3反)。

住まい 原発から15キロ。子供3人は独立し70歳の妻と2人暮らし。

収入 年金月6万5千円。農業収入 年約80万円。

原発事故後埼玉県内の避難所にバスで避難。その後2箇所避難所を移動し、8月27日から福島県内の仮設住宅に入居。高橋さんは、前回の相談で「もともと高血圧の持病があったところ避難生活で症状が悪化し、また、奥さんも事故前はどこも悪くなかったのですが、避難所生活で足腰の痛みが強くなり4月はじめの頃から歩行もままならなくなりました」と訴えていました。11月初旬請求書持参で再度相談に見えられました。



個別面談で賠償相談に応じる

※ 請求書を書く前に ※

東京電力への請求方法は①東電から送られてくる請求書での請求 ②「原子力損害賠償紛争解決センター」に「和解仲介手続きを」を申し立てる ③裁判所に直接訴える、方法等があります。また、損害を受けた内容、その損害額等も人によって異なります。請求書を書く前に、自らが受けた損害はなにか？そしてそれをどのような方法で請求していくか？必ず法律の専門家に相談してから判断なさることをお薦め致します。

◆ 生命・身体的損害にかかる請求 ◆

相談者 原発事故前から高血圧で通院していましたが、避難所生活をはじめてから頭痛、耳鳴りがひどくなり、4月1日から避難所で紹介された病院に通院するようになりました。医師の診断は避難所生活で高血圧の症状が悪化したとのことでした。避難所生活中に検査を含め13回通院しましたが、まだ以前の状態には戻っておりません。医療費は免除されていますが、自宅に自動車を置いてきており、避難所が交通の便の悪いところにあつたため通院にはタクシーを使いました。交通費を請求したいのですが。

回答者 原発事故が原因で健康を害したことによりかかった医療費やその通院費などについては「生命・身体的損害にかかる請求明細」のところで請求ができます。この「生命・身体的損害にかかる請求明細」は、次の6つの項目からなっています。

1. 医療費（今回ご請求分）
2. 指定診断書取得費用
3. 慰謝料
4. 通院等にかかる移動交通費
5. 通院等にかかる宿泊費
6. 生命・身体的損害による就労不能

このうち「4. 通院費等にかかる移動交通費」として請求できる交通費については、医療費が免除されており、実際に医療費の支払いが発生していない方でも当然に請求することができます。この場合、実際にかかったタクシー代金などをこの欄に記入することになります。15行の記入スペースがありますので、各欄に「通院の年月日」「移動手段」「人数」「金額」を記入します。タクシーが移動手段の場合と、その他の交通手段で片道5,000円以上費用がかかっている場合は、領収書の添付と、「状況説明欄」になぜそのような費用がかかったのかの説明を付け加える必要があります。高橋さんは、病院までのタクシー料がかかったのですから、通院した日付ごとに1から13までの欄に記入し、それぞれタクシーかその他の交通手段かでまずチェックをし（その他の交通手段の場合は交通費が5,000円以下か5,000円超にチェックをします）、往復の料金を右側の「金額」欄に記入することになります。

高橋さんの場合には、「状況説明欄」に、自動車を避難時に自宅に置いてきており、避難所では自力での移動手段がないことや、避難した地域が交通の便が悪く移動手段として公共交通機関が利用できない理由からタクシーを利用したことなどを記入すればよいと思われます。なお、診断書取り寄せの際は避難生活で症状が悪化した旨記載して頂くようにして下さい。

・・・・・・・・ 相談員からのひと言 ・・・・・・・・

補償金請求書とは。書類作成の落とし穴。

何故「補償金請求書とは」という抽象的な話にふれるかと言うと、このことを理解しないと大きな誤りを犯すことがあるからです。書類の作成に没頭していると、巧く体裁良く書こうとするあまり肝心なことを落としてしまうことが多々あります。「補償金請求書」は、被害者である請求者の財産的、身体的、精神的な損害等の賠償金を請求する書類です。その書類を作成するうえで一番大事なことは、損害を受けた事項を漏れなく且つ正確に記載することです。どんなに上手にそして分かりやすく書類が出来ても損害事項が漏れていたり、請求金額が受けた損失より少なかったりしたら意味のないものになってしまいます。体裁を気にするより賠償請求する項目、金額等が漏れなく記載されている書類の作成を目指してください。

相談者 「慰謝料」という項目がありますが請求できるのでしょうか？

回答者 原発事故により身体的損害を被ったのですから、当然のことながら慰謝料を請求することができます。慰謝料は一般的には被害者が金額を決めて加害者に請求できるものですが、今回の原発事故では東電は画一的な慰謝料の額をあらかじめ定めて請求書内に示してきています。東電の示す慰謝料の金額は、「A 診療期間」「B 実際に治療を受けた日数×2」のいずれか少ない日数について、一日あたり4,200円での金額になります。「A 診療期間」とは、3月11日から8月31日までの間で発症または既往症の悪化により通院を開始した初診日から最終診察日までの全期間になります。「B 実際に治療を受けた日数」は、実際に通院し治療を受けた日数です。高橋さんの場合は、まだ通院中ということですのでAの診療期間が平成23年4月1日から平成23年8月31日までの計153日間、Bの実際に治療を受けた日数が13日、その2倍で26日となり、基準となる日数はBの少ない方の26日となります。この26日の日数に4,200円をかけた金額109,200円が慰謝料ということになります。

$$A \text{ 診療期間} = 153 \text{ 日} > B \text{ 実際に治療を受けた日数} \times 2 = 26 \text{ 日}$$

$$\Rightarrow (B = 26 \text{ 日}) \times 4,200 \text{ 円} = 109,200 \text{ 円}$$

原発事故がなければ元気で仕事をして生活できたのかもしれませんが、その損害は計り知れないものです。これを通院日数等で算出することがはたして妥当な金額なのかどうか、ここで結論を出すことはできませんが、東電の請求書により請求できる慰謝料は、この基準でしか請求することができません。

・・・・・・・・ 相談員からのひと言 ・・・・・・・・

定型書式の落とし穴

東京電力より被害者の方々に送られてきた「補償金ご請求書類」をみると、項目毎に分けられた定型の書式になっています。定型の書式は一見すると書きやすそうに見えますが、私たち司法書士からみると欠点の多い使いづらい書類です。定型書式は書類記入者及び事務手続きの利便性から作られることが多いと思いますが、どうしても書式作成者の価値観が入っており、書類記入者の利便性よりも事務手続きの利便性に偏りがちの書式になっていることがおおいです。また、人の行動様式は多種多様であり一定の形態に納めることが非常に困難で、定型様式にぴったりと当てはまる事例が意外に少なく、その事がかえって書きづらい要因になっていると思われまます。

定型書式で一番避けなければならないことは、請求したいのに自分に当てはまる項目が見あたらないという理由で損害を書かないことということです。項目が見あたれば、その他請求明細や時には別紙をつけて必ず請求して下さい。

相談者 妻は、避難所生活で足腰が痛むようになり、歩くのも辛く日々の生活にも支障をきたし、通院するようになりました。歩くのがやっとで介助なしでは通院できないため、私自身体調が良くないので通院の日には娘に来てもらい病院まで付き添ってもらいました。通院にはタクシーを利用しました。医者には週1回通院するように言われましたが、娘もそう頻繁に来られないため、月2回、8月までに計11回通院しました。妻の通院の送迎、介助をしてくれたので、娘に8月にお礼として10万円わたしました。娘への謝礼も請求したいのですが。

回答者 高橋さんの奥さんは、体が不自由なために一人での通院も困難で、お医者さんにかかること自体も思うようにいかなかったということで、大変辛い思いをされましたね。幸いにも娘さんが付き添い、介助をすることによって、ようやく通院することができたのですから、当然これについても補償を請求する権利があるものと考えられます。また、仮に、娘さんが働いて家計を助けなければならないところ、パートを休むことによって収入減になっていたとすると、その損失は大変な負担になっていたかもしれません。これらのことをすべて記載するのは難しいかもしれませんが、実際に介護のサービスを受けた場合はどのような費用になるのかなど、参考となる費用の目安を示すことによって、娘さんへのお

礼金10万円についても賠償の対象とすることが可能かと思われます。これについても、「状況説明欄」か「C その他の請求欄」にそれらの事情を書いてください。

・・・・・・・・ 相談員からのひと言 ・・・・・・・・

東京電力の基準を超える請求

回答者が家族の貢献に対して請求するよう述べていますが、これは東京電力が支払うという意味ではありません。以後の回答でも出てきますが、東京電力の基準を超える請求について東京電力が支払うかどうかはわかりません。ただ、回答者は、原子力事故があったために発生した損害ならば正当に評価して補償請求すべきと考えたから回答したと考えられます。

相談会で「東京電力の相談室と弁護士の相談で違うことを言われたけどどちらを信じたらいいのか」という質問を受けました。「原子力損害の賠償に関する法律」第3条では「原子炉の運転等の際、当該原子炉の運転等により原子力損害を与えたときは、当該原子炉の運転等に係る原子力事業者がその損害を賠償する責めに任ずる」と規定されています。ここでいう原子力事業者とは東京電力であり、東京電力が被害者に損害賠償することになります。東京電力と被害者は相対立する立場にあります。

交通事故を考えてください。被害者は自ら受けた損害を計算し加害者に損害賠償金を請求します。事前に被害者が加害者に損害賠償の項目、金額について相談することはないと思います。この度の原子力損害では被害者が膨大な数になるため、加害者である東京電力が請求書の様式を作り、相談室まで設けましたが、私たち司法書士からみれば、これは決して正常な姿ではありません。大事なことは請求書を書くとき自分が被った損害を正確に東京電力に請求することだと思えます。

補償金は請求しない限り支払われません。本紙は、原子力事故と相当因果関係にある損害については東京電力の基準になくても正当に評価し請求すべきと考えて作成しております。

◆ 将来予想される損害 ◆

相談者 私も妻も国民年金しか収入がありません。今までは医療費は無料になっているのでどうにかやって来ることが出来ました。この先、妻の病気が治らず悪化するようならば介護を受けなければならなくなると思われ不安でいっぱいです。その場合の補償はどうなるのでしょうか？

回答者 今現在は医療費等も免除されていて、多少の安心感はありますが、将来的にこの状況が続くことを考えるとその損害は莫大なものとなってしまいます。将来的な後遺症に関する補償についての問題ですけれども、これらの損害については、生命・身体的損害にかかる請求としてではなく、別途「C その他の請求欄」にその経緯を記入する必要があります。

ります。具体的には、避難先での慣れない生活や窮屈な避難所での暮らしを記載することそして、いつごろから足腰が痛むようになったのかなどを具体的に書いておきましょう。また、医師の診断書に後遺症が残ってしまうに至った経過を書いてもらえれば、それが請求にあたっての有力な手助けとなるでしょう。将来的に、奥さんの介護費用などが発生するのであれば、当然その費用も補償の対象とすることができるでしょう。

相談者 私も妻も健康を害してしまい、これから先農業を続けることが出来ないと思います。東京電力に補償を求めることができるのでしょうか？

回答者 高橋さんは、奥さんと2人で農業を営んできたところ、今回の原発事故によりお二人とも健康を害し、これが原因で将来的に農業を継続できなくなるかもしれないような状況に追い込まれたのですから、これについても当然その損害を請求できます。しかしながら、東電は、農業者については別途「農業者さま用請求」という請求手段を設けています。ですから、高橋さんの場合は、生命・身体的損害にかかる請求にある「別紙3 就労不能による損害」としてではなく、別途送付されている農業者の営業損害として請求が可能です。しかしながら実際には原発事故が原因で体調が悪化し、農業に従事できなくなってしまったのですから、これについても請求することも可能な部分もあるかと思います。これについては、東電側がすみやかに認めるかどうかは定かではありませんが、「C その他の請求欄」に記入をしてみることもひとつの手段だと思えます。

・・・・・・・・ 相談員からの一言 ・・・・・・・・

今回、将来予想される損害を今回の請求でどのように取り扱いかということが相談されました。相談員はその他請求欄に書くことを勧めています。損害が現実になってから請求すればいいという考え方もあるかもしれませんが、しかし、補償請求書を提出する目的は現実の金銭的請求だけでなく、これからの損害賠償交渉において東京電力に自らの原状を認識してもらおうという意味もあると思います。その意味で予想される損害は記載すべきではないかと思われまます。

◆ 請求書提出後の対応 ◆

この度の請求書の形式は東京電力が作成したもので、しかも記入例まで示されています。しかし、実際の損害賠償の請求には決まった書式はありませんし、人によって書き方はさまざまです。損害賠償の記入方法の正解はないということです。請求書提出後、東京電力より誤記入として訂正を言われることがあるでしょう。その時、明らかに誤記入ならば訂正すべきです。しかし、場合によっては、記載方法が書式例と違う、担当者の考え方と合わない

というような事情で訂正するよう言われることがあるかもしれません。そのとき訂正に応じるかどうかは、その訂正が理由のあるものかどうか、その訂正によって自らの主張が曲げられる虞がないかどうか、よく判断してから訂正に応じるか否かを決めて下さい。相手側から言われるままに直してしまい、その結果、意志に反し請求金額が少なくなってもその責任は請求者に帰属してしまいます。訂正の連絡があった場合、その意味をよく考え、場合によっては専門家に相談してから訂正するかしないかを決める必要があると思われます。

(こぐれみのる・わさださちこ・おかだなおひこ・さとうまさと)

✳ 次号の「紙上相談会」特集予告 ✳

震災で家や工場などを失った被災者が返済中のローンに加えて再建の過程で新たな債務を負う。この問題は被災者の生活に重くのしかかっています。

この問題について、次号では

『二重ローン問題』

を特集いたします。

原発事故損害賠償請求相談会を開催 損害と思われるものはすべて書くことが基本

平成23年10月22日(土)午前10時から福島県の仮設住宅で、群馬司法書士会による原発事故損害賠償請求相談会が開催され、会員10名が相談員として参加した。小雨の降る中、我々電車組5名が相談会場に到着したのは、昼の12時を少し回った頃だった。新幹線の故障という予期せぬ事態で2時間遅れの到着となってしまった。相談会場に入ると、先に到着していた5名の相談員は、相談者と一対一で真剣に相談を受けていた。いつもであれば、軽く会釈を返してくれる仲間たちだが、こちらを一瞥もせず相談者に向き合っている。会場は意外なほど静かで、これから受ける相談が重い相談になることを予感させた。会場には5～6組の相談者が順番を待っていた。

我々5名を出迎えてくれたのは、60歳前後のガッチリした体格の人だった。その人はH応急仮設住宅の自治会長のT氏だった。T氏は我々が到着するとすぐに、よく通る声で「ここに2名と、あとの3名の方たちは他の会場に行って相談を受けてください。」と手際よく私たちに指示を出した。「まもなく迎えの車が到着します。」

車で別会場に向かう途中、「あその草むらがあるでしょう。」と、T氏は腰の高さまであるほどの草むらを指差しながら話し始めた。「家の周りはいんな状態です。」「この間一時帰宅をしたときには手が付けられない状態でした。」落ち着いたあるはっきりした口調で続ける。「野放しにした牛が、塩分を欲しがって家の味噌樽を荒らしているんですよ。牛は草だけではだめなんです。」「糞尿もひどいし、家の庭に牛が死んでいる。でも牛を飼っている人たちには文句を言えません。」

これから向かう仮設住宅に暮らしている人たちは、全員、原発から20km圏内の避難区域内に住んでいた人たちなのだ。

H応急仮設住宅の相談会場には5分ほどで到着した。会場は12畳ほどの畳の部屋で、長テーブルがコの字型に配置され、その前に座布団が置かれていた。自治会長のT氏は、ペットボトルからお茶を入



相談者と相談員で混み合う相談会場

れながら「相談者が来る前に、弁当を食べて下さい。」と、食べる時間がなくて、弁当を持ち歩いていた我々を気遣ってくれた。

会場内に一組の相談者が入ってきた。仲間の会員の一人が弁当を食べるまもなく相談を受け始めた。私達もその会員の説明にしばらく耳を傾けた。3～4組の相談者の人たちも集まってきた。会員はこの会場にいる全員に話しかけるように大きな声で話し始めた。「まず始めにお話しておきたいことは、今回の損害賠償請求は、加害者である東電が作成した請求書に基づいてする請求だということです。一般的にこういうことは有りません。そうでしょうか？交通事故の加害者が請求書作ってこのとおり請求して下さいということはありません。しかも、そのアドバイスを東電がするなんて。」と今回の損害賠償請求の特殊性と、請求が東電側の言うなりのものになってしまう危惧を最初に指摘した。相談者達は頷きながら真剣に聞いていた。

T夫婦は原発事故の後、避難所を3ヶ所転々としたあと、この仮設住宅に入居した。夫は68歳。妻も同年代だ。避難前は、自宅の裏山で日本蜜蜂を飼育し、相当量の蜂蜜を採取していたという。自家消費のためではあったが、日本蜜蜂を大切に育ててきた。しかし、「もう、どうしようもない。」と顔を曇らせた。

T夫婦が持参した東電への「請求書」に目を通す。「請求書」の原本を見るのはこちらも初めてだ。色分けがされていて、家電製品の取り扱い説明書のような。請求書には既に鉛筆で下書きがされている。T夫婦はこの相談会に参加する前に、東電の相談会にも参加していて、ほとんどの下書きが済んでいる。この記載で本当にいいのか、間違いはないかを確認するために、この相談会に参加したようだ。

「請求書」を1頁ずつ確認してゆく。「請求の案内」と照らし合わせ、記入ミスがないか見てゆく。時には原子力損害賠償紛争審査会の「中間指針」を読み上げながら説明する。一人当たり優に1時間以上はかかる根気のいる相談となった。

T夫婦が一時帰宅をした際、目にした自分の家は荒れ放題だった。中に入ったが電気が来ていない冷蔵庫はととも開けられる状態ではなかった。置いたままの自家用車はこれからどうなるのだろうか。除染すれば使用できるのか。出来れば今後も運転したい気持ちはある。しかし、この夏が過ぎ、来年の夏が過ぎ、さらに次の夏が過ぎて帰宅は何年先になるかわからない。家も車も全てが使い物にはならないだろう。「この補償はどうなるのでしょうか。」T夫婦からの切実な訴えだった。

M夫婦は、息子とこの仮設住宅に住んでいる。夫は63歳。事故直後、着の身着のまま関東にいる妹の家や娘の家に身を寄せた。最近この仮設住宅に移り住んだばかりだ。

M夫婦は農家で、農業の賠償については農協に相談している。今日はそれ以外の賠償と息子のために「就労不能損害にかかる請求明細」の記載について相談に来ている。息子は会社員で今日は相談会に参加していないが、以前勤めていた会社は20キロ圏内にあった。

まず息子の雇用形態を証明する必要がある。源泉徴収票・給与証明書・雇用契約書等証明するものは何もない。その場合は「就労状況証明書」を経営者に書いてもらう必要があることを説明する。経営者と連絡がとれるか確認すると、この仮設住宅に経営者夫婦も避難していて、偶然にもこの相談会場に相談に来ているという。M夫婦は、すぐ経営者夫婦に息子の「就労状況証明書」をお願いし、経営者もそれに快く応じてくれた。しかし、経営者自身も自宅には戻れない原発事故避難者であり、事業を廃業せざるを得ない人なのだ。

M夫婦は、一時身を寄せた妹や娘の家に謝礼の形で宿泊費を支払った。「それは何処の項目に記載すればよいのでしょうか。」領収書は勿論ない。「避難・帰宅費用にかかる請求明細」に記載するのか、それとも「その他請求明細」に記載すればいいのか。そもそも請求できないのか。

Kさん(63歳)の母親は、避難する前は毎日のように畑に出て働いていた。しかし、過酷な避難所の生活の疲れからか怪我をしてしまった。県内の病院に入院したが、一般病室はいっぱいで個室に入らざるを得なかった。その差額ベッドの費用が20万円掛かってしまった。

「この差額ベッド費用は保障されるのでしょうか。」東電の「請求書」にこれを請求できる具体的項目はない。「その他請求明細」に書いたとしても認められる可能性は少ないかもしれない。

S夫婦はきのこ栽培の農家だったが、数か所の避難所を経て県外の避難所に避難していた。東電から説明会があるので是非参加するように話があり、そのために2度にわたり福島県の説明会場に出向いた。この交通費を請求する項目は「請求書」には見当たらない。「その他請求明細」に記載するしかないが、それが認められるかはわからない。

相談者にはそれぞれ異なった事情がある。この請求をどこに書けばよいのか、書いていいのか、書いてはいけないのか、疑問のある請求をそれぞれの相談者が抱えていた。そして、一様に、東電の「請求書」に従って、あたかも試験問題の正解を見つけようとしているかの様に悩み躊躇していた。東電の言うなりの請求になってしまうという危惧は杞憂ではない。

相談者は、東電の担当者に聞いても、答える人によって回答が異なると嘆く。弁護士や司法書士によっても答えは異なるかも知れない。どれが正解なのか、素直な疑問が相談者を不安にさせている。東電の作成した「請求書」の弊害である。

我々は、相談者の人たちに損害と思われるものはすべて書くことが基本であることを説明した。記載を間違っただけで請求金額が減ってしまうようなことがあってはならないし、請求の時期も考えなければならないが、遠慮や知識不足、情報不足によって請求漏れが生じることは避けなければならない。我々はそのために来ているのだ。この相談会が相談者の人たちにどれだけ役に立つかわからない。しかし、少なくとも色々な請求があつて当然なのだということを、相談者の人たちが堂々と言える手助けになればと思った。

相談を終えた人たちはすぐには帰らず、会場で談笑している。その穏やかな表情をみて、ようやくこちらもほっとした気持ちになった。長くて短い4時間だった。

(おのたかお)

